

中央区標準服等リユース事業 事業報告書

実施団体名 中央区

2024年12月

1. 対象地域の概要

本区は江戸以来、文化・産業・経済・情報をリードするまさに日本の要となるまちとして発展し続けている。

面積は10.115平方キロメートルと小さくとも、キラリと光る、魅力あふれる都心のまちである。

○中央区の人口・世帯数等

令和6年12月1日現在人口・世帯数

地域	世帯	前月比 世帯増減	前年比 世帯増減	男 (人口)	女 (人口)	計 (人口)	前月比 人口増減	前年比 人口増減
総数	106,532	113	5,698	89,563	97,734	187,297	332	10,555
京橋	26,838	28	137	20,219	22,707	42,926	62	93
日本橋	34,338	15	1,038	26,677	29,245	55,922	22	1,294
月島	45,356	70	4,523	42,667	45,782	88,449	248	9,168

年齢別人口

区 分	中央区(R6.1.1)		都 (R6.1.1)		国 (R5.1.1)	
	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比
総 人 口	176,835	100.00	13,911,902	100.00	125,416,877	100.00
年少人口(0~14歳)	23,931	13.53	1,540,731	11.07	14,731,822	11.75
生産年齢人口(15~64歳)	127,020	71.83	9,227,915	66.33	74,796,061	59.64
老年人口(65歳以上)	25,884	14.64	3,143,256	22.59	35,888,947	28.62
(70歳以上)	20,034	11.33	2,500,456	17.97	28,442,873	22.68
(75歳以上)	14,258	8.06	1,786,591	12.84	19,264,480	15.36
(80歳以上)	8,866	5.01	1,125,286	8.09	12,165,366	9.70
(90歳以上)	1,878	1.06	230,058	1.65	2,585,069	2.06
(100歳以上)	54	0.03	7,340	0.05	88,085	0.07

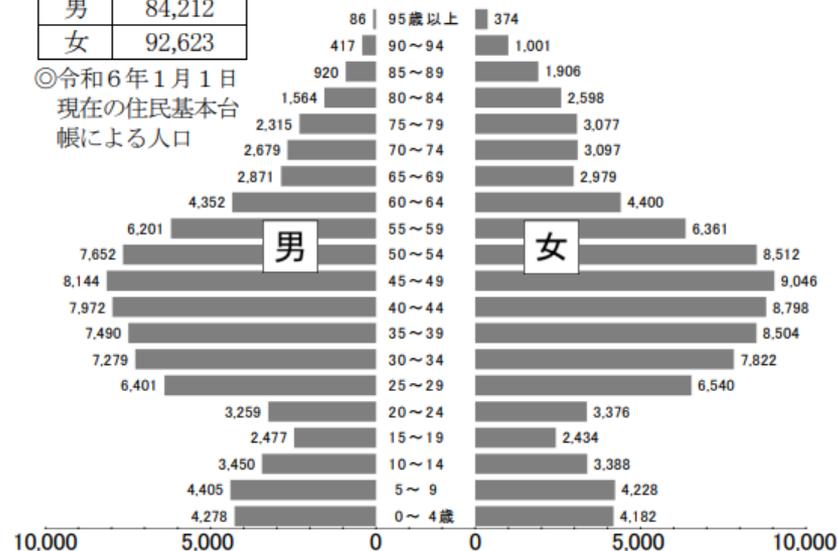
◎総人口には国47人の年齢不詳者を含む。

◎構成比については、合計の値と一致しない場合がある。

年齢別人口構成 (単位:人)

総数	176,835
男	84,212
女	92,623

◎令和6年1月1日
現在の住民基本台帳による人口



住民基本台帳による世帯数・人口の推移 (各年1月1日)

区 分	世帯数	人 口			
		総 数	京 橋	日本橋	月 島
令和2年	94,807	168,361	40,034	51,415	76,912
令和3年	95,812	170,583	40,624	52,026	77,933
令和4年	96,535	171,419	41,545	52,034	77,840
令和5年	98,723	174,074	42,347	53,615	78,112
令和6年	100,917	176,835	42,870	54,680	79,285

- ・子育て世代の人口が多い
- ・2023年の人口動態統計年報
合計特殊出生率
東京都 0.99
中央区 1.24 (区部1位)
- ・人口の増加が続いている

【区で実施しているリユース事業】

○ 区内2カ所にリサイクルハウス「かざぐるま」を設置

- 不用品販売事業
区民等の家庭の不用品(衣類・雑貨等)を預かり、展示販売後、精算する
- 不用品提供
区民等から家庭の不用品(衣類・雑貨等)の提供を受け展示し、必要な方に譲渡する
- 不用品交換事業
家具や家電などを「ゆずりたい」「ゆずってほしい」方からの情報を掲示等して、区民間でのリユースを促進する

○ 株式会社ジモティーとの連携

中央区内のリユース活動を促進し、循環型社会の形成に寄与することを目的として、株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結。かざぐるま事業にも活用している。

○ 環境情報センター「エコノバ」での講座等

ペットボトルや牛乳パックを活用した工作や現代金継などリユース、アップサイクル、リサイクルに等をテーマにした講座を実施している。

2. 事業の目的

(1) 環境意識の普及・啓発

課題

世代を問わず環境意識の向上を図る必要がある。

対応

子どもたちや保護者にとって身近な標準服等のリユースに取り組むことで環境保全及びリユースの普及・啓発を図る。

(2) ごみの削減・資源の活用

課題

標準服等の譲渡の際に、譲り渡す側がクリーニング費等を負担することが多い。また、個人間でのやり取りの場合、譲りたいサイズ・種類のものとお求めているものがマッチングしにくい。

対応

自治体がクリーニング等を含め標準服等の回収・譲渡を行うことで、譲る側の負担を軽減する。また、自治体が回収して譲渡すること及び譲る側の負担が軽減されることにより、譲られる標準服等の量が増えることで、求めている人のもとにわたる可能性を高める。

これにより標準服等の再利用を促進し、ごみの削減を図る。

3. 事業の内容

(1) 概要

卒業や成長に伴い着用しなくなった標準服・園服の寄附を募り、クリーニング、ボタンの付け直し等の補修を行った上で、必要とする人に有償（クリーニング等実費相当額）で譲渡する。

・ 寄附の受付方法

参加幼稚園、小中学校内に回収ボックスを設置。
月2回、回収ボックスに入った標準服等を回収する。

回収ボックス

- ・ 段ボール製
 - ・ 横約46cm、縦約36cm、高さ約65cm
 - ・ 寄附する人誰でもアクセス可能
（幼稚園・学校の受付を通る必要あり）
- ※ 各園・校ごとに指示された場所に設置
※ 袋に入れて寄附してもらうよう周知している



・ 譲渡方法

月1回譲渡会を開催し、本人確認及び区立幼稚園、小中学校に在籍中（入園・入学予定も含む。）の保護者であることが確認できた人に譲渡を行う。

(2) 対象

- ・リユースの対象

参加意向をいただいた区立学校・幼稚園の標準服・園服

※現在は**17校園**を対象に実施（約**5,900**人の子どもが在籍）

- ・譲渡の対象者

区立幼稚園、小中学校に在籍中（入園・入学予定も含む。）の子どもの保護者

(3) 取扱い種類・譲渡金額

種 類	金額（1点あたり）
シャツ・ブラウス、ポロシャツ 短ズボン セーター、ニットベスト	1,200円
園服、上衣 スラックス スカート	1,500円
ジャンパースカート	1,800円
コート	2,200円

※ クリーニング等にかかる費用をもとに設定

(4) 回収から譲渡までの流れ



回収

- 参加園・校に回収ボックスを設置
- それぞれ月2回、自転車で回収
- 自転車での回収が難しいほどの量の場合、宅配便を使用



クリーニング等

- 回収した標準服等をリユースできる物、できない物に仕分け
- リユースできる物はクリーニング、補修
- リユースできない物は、持ち去りなどの危険性を考慮し、細かく裁断して廃棄



在庫登録

- クリーニング等が終わった標準服等を、在庫管理システムに登録・値札付け
- 在庫管理システムに登録した在庫を専用ウェブページに掲載



譲渡

- 毎月1回、土曜日に譲渡会を開催
- 譲渡の際には、
①本人確認
②幼稚園・学校の連絡用アプリ画面等で保護者であることや在園・校の確認を実施
- 問合せがあれば、木・金曜日の作業の合間にできる範囲で譲渡

毎週木・金曜日に作業

(5) 既存の取組との差異

・区がクリーニング等を行うため、譲渡する人は寄附に当たってクリーニング等をする必要がない。

また、譲渡を受ける人は、クリーニングや補修されたものを受け取ることができる。

・在庫をウェブサイト（スマートフォン対応）で公開するため、希望する種類・サイズの標準服があるか、保護者が自宅などでいつでも確認することができる。



4. 事業の実施体制

【協力】

参加園・校及びPTA

- ・回収ボックスの設置場所の提供
- ・ポスター掲示・チラシ配布等の周知
- ・保護者への周知

【協力】

保護者

寄附のお願い（譲渡会への参加）

【協力】

区立施設

ポスター掲示等による周知

【協力】

教育委員会

保護者向け連絡アプリでの配信による周知

【実施主体】

中央区

環境土木部
環境課環境啓発係

依頼

委託

【運営】

委託事業者

毎週木金と譲渡会日に従事

- ・学生服リユースのノウハウを生かして回収～譲渡まで一括して受託
- ・在庫管理には事業者が独自開発したシステムを使用
- ・在庫管理システムと連動してリアルタイムの在庫の状態を掲載できる専用HPを開設

5. 事業の成果

(1) 回収・譲渡実績

① 回収等

4月に回収ボックスを設置し、5月から回収を開始、8月から廃棄を開始した。

ア. 点数ベースの実績

	(5月)	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計 (5月含)
回収点数	(193点)	52点	127点	98点	81点	54点	62点	667点
廃棄点数	(0点)	0点	0点	157点	24点	14点	12点	207点
クリーニング点数	(38点)	48点	84点	71点	62点	40点	55点	398点
クリーニング後 廃棄点数	(0点)	0点	0点	0点	0点	0点	0点	0点

※ 月末時点で、各項目についてその月中に作業した点数を計上。
回収したものを全て回収月中にクリーニング・廃棄できるわけではないため、
廃棄点数+クリーニング点数=回収点数 となるとは限らない。

※ 廃棄物品の確認等のため、7月までは廃棄を行わず、8月に廃棄を開始した。

<廃棄となったもの>

- ・ 取り扱い対象外のもの
- ・ リユースに適さないもの（穴が開いている、とりきれない汚れがあるなど）

イ. 重量ベースの実績

	(5月)	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計 (5月含)
回収重量	(96.5kg)	26kg	63.5kg	49kg	40.5kg	27kg	31kg	333.5kg
廃棄重量	(0kg)	0kg	0kg	78.5kg	12kg	7kg	6kg	103.5kg
クリーニング重量	(19kg)	24kg	42kg	35.5kg	31kg	20kg	27.5kg	199kg
クリーニング後 廃棄重量	(0kg)	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg

※ ①の実績に基準の重量（小学校6年生の上着150cmサイズの重量）を乗じて算出

令和4年度学校保健統計より

小学校6年生 男子平均身長：146.1cm

女子平均身長：147.9cm

⇒小学6年生の平均サイズ…150cmサイズ（約500g）

ウ. 異物の混入状況

標準服のうち取扱対象外とした帽子、体操服のほか、セーターやベストなど一般に流通しているこども服、鞆などが混入している。

② 譲渡実績

月1回の譲渡会のほか、回収等作業日の木・金曜日にも問い合わせがあった場合は譲渡（臨時譲渡）を行っている。

譲渡は9月（譲渡会：9月7日、臨時譲渡：9月12日）から開始した。

		9月	10月	11月	計
譲渡会	譲渡人数	24人	10人	9人	43人
	譲渡点数	59点	18点	14点	91点
臨時譲渡	譲渡人数	3人	8人	4人	15人
	譲渡点数	6点	12点	7点	25点
計	譲渡人数	27人	18人	13人	58人
	譲渡点数	65点	30点	21点	116点

(2) アンケート回答数

譲渡の際に、本事業に関するアンケートを実施した。

回答は14件（約24%の回答率）となった。(11月30日時点)

(3) 広報実績

時期	内容	方法
(4月)	事業開始・寄附方法案内	<ul style="list-style-type: none"> 区ホームページ掲載(18日) ちらし・ポスター配布(30日) 区立施設、参加幼稚園：ポスター掲示、ちらし配架依頼 参加小中学校：ポスター掲示、最上級生へちらし配布依頼 ※6月、保護者連絡用アプリでもちらしデータ配信
(5月)	事業開始・寄附方法案内	区報に記事掲載(11日)
7月	譲渡開始案内	<ul style="list-style-type: none"> 区ホームページ掲載(11日) ポスター配布(16日) 区立施設、参加幼稚園・小中学校 <div data-bbox="1222 621 1883 1082" style="float: right; width: 300px;"> <p style="text-align: right;"><ポスター></p> </div>
8月	譲渡開始案内 専用サイト公開	区報に記事掲載(21日) 専用サイトを設置(21日)
9月	譲渡開始案内	プレスリリース(2日)
10月	譲渡会スケジュール案内	区の事業紹介ポスターに掲載(15日)

(4) 人的コスト実績

① 回収等作業従事時間

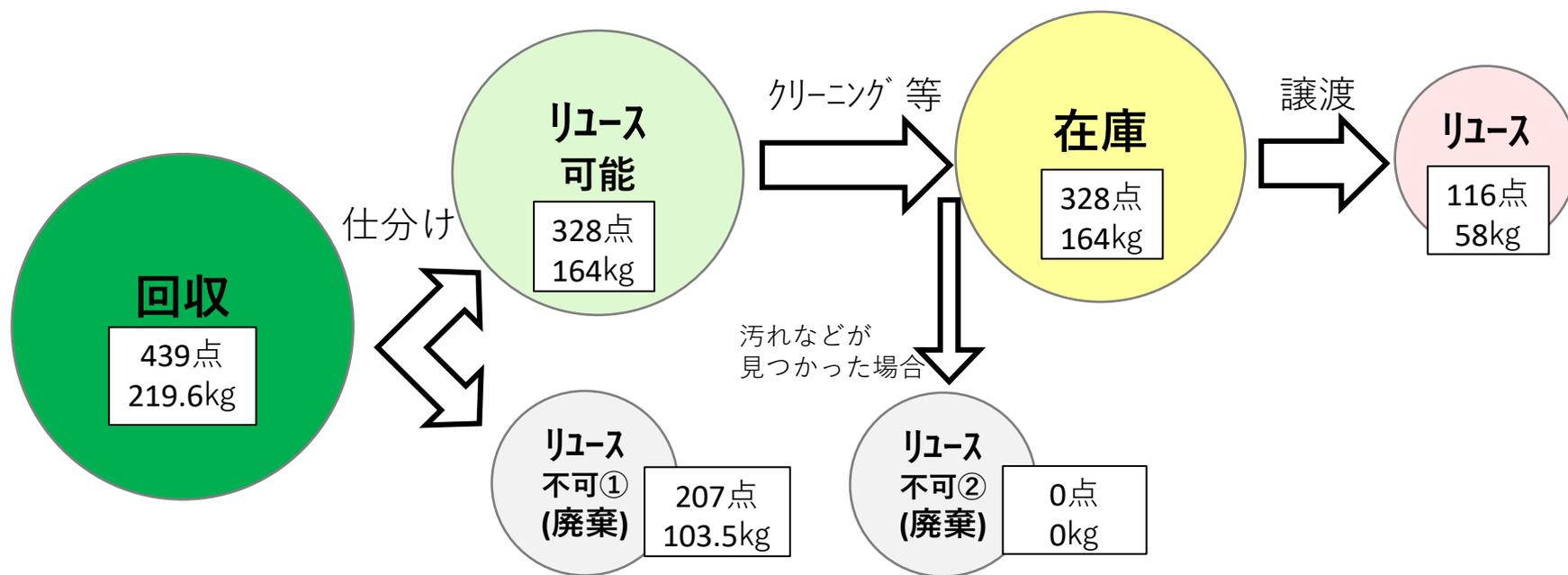
	6月 (21日～)	7月	8月	9月	10月	11月	計
作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・回収、仕分 ・クリーニング ・在庫登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収、仕分 ・クリーニング ・在庫登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収、仕分 ・クリーニング ・在庫登録 ・廃棄用裁断 (5~7月分含) 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収、仕分 ・クリーニング ・在庫登録 ・廃棄用裁断 ・臨時譲渡 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収、仕分 ・クリーニング ・在庫登録 ・廃棄用裁断 ・臨時譲渡 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収、仕分 ・クリーニング ・在庫登録 ・廃棄用裁断 ・臨時譲渡 	—
日数	3日	9日	11日	8日	9日	11日	51日
延べ人数	6人	15人	29人	22人	20人	18人	110人
延べ時間数	42h	105h	205.5h	155.8h	143.6h	119h	770.9h

② 譲渡会従事時間

	6月 (21日～)	7月	8月	9月	10月	11月	計
日数	0日	0日	0日	1日	1日	1日	3日
延べ人数	—	—	—	4人	3人	2人	9人
延べ時間数	—	—	—	28h	21h	14h	63h

6. 効果検証

効果検証に当たり、各月の実績をもとにモデル実証期間中の実績（6月21日～11月末分）の回収から譲渡までの実績を算出すると以下ようになった。



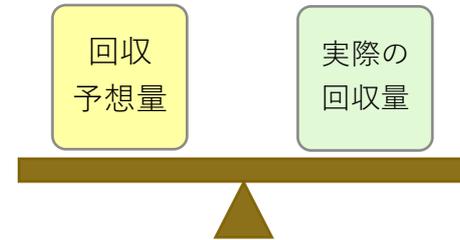
※ 6月21日～30日分は、6月実績×1/3の値を計上

※ 仕分け以降の数量は、モデル実証事業期間前に回収した物について作業した分も含む

(1)自治体がクリーニング等を行うことによるリユース（寄附）へのハードルを下げる効果の評価

・評価方法

回収予想量に対する実際の回収量で評価



・実績等

①回収予想量

対象人数の約20%の点数（学生服の買取・販売をしている民間業者の実績より）

→ 年間予想量：5,900人×0.2＝1,180点

→ モデル実証期間中の予想量：1180点÷12×（1/3か月+5か月）≒ **524点**

②回収量

439点（予想量の約84%）

・評価

目標数には届かなかったものの目標の約84%の回収をすることができたが、自治体が回収からクリーニングまでを行うことが寄附のハードルを下げる効果がある、といえる結果ではなかった。

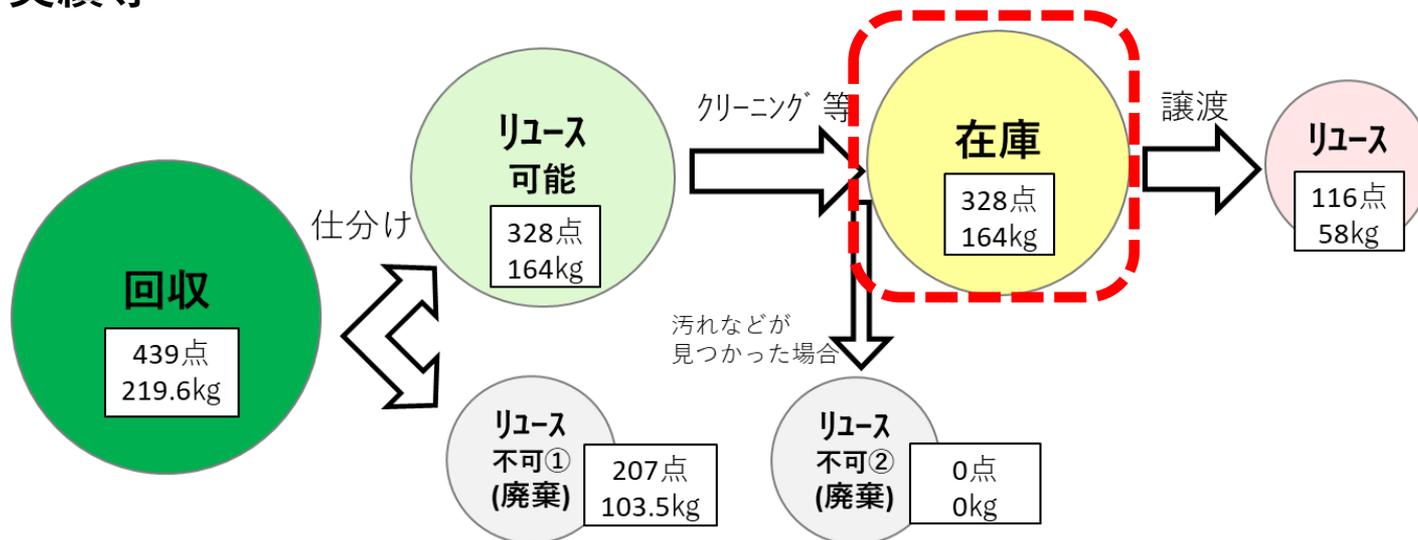
ただし、開始したばかりで浸透している事業ではないこと、回収量が増える時期（卒業直後）を外していること、現状は取り扱い対象の品目が少ないことなどの影響がある中での回収量と考えると、今後事業を継続する中で目標を超える回収量が期待される。

(2)回収した標準服等が在庫となったことによるごみの削減量の評価

・評価方法

譲渡の在庫となった標準服等の重さによる評価

・実績等



・評価

モデル実証事業期間中、**164kgのごみの削減**をすることができた。

一方、**リユース不可のものも一定程度ある**ことも分かった。

今後、落ちない汚れなどで標準服等としてリユース不可のものについても、他の利用方法を見つけることにより、さらにゴミの削減・資源の活用に資することができる。

(3)在庫となった標準服等の割合の評価

・評価方法

モデル実証事業期間中のリユース割合（回収した点数のうち在庫とした点数の割合）と、学生服の買取・販売を行っている民間業者のリユース割合実績（60%）と比較する。

・実績

$$\begin{aligned} & \text{在庫点数} \div \text{回収点数} \\ & = 328 \text{ 点} \div 439 \text{ 点} \\ & = 0.747 \quad \Rightarrow \quad \underline{\text{約75\%}} \end{aligned}$$

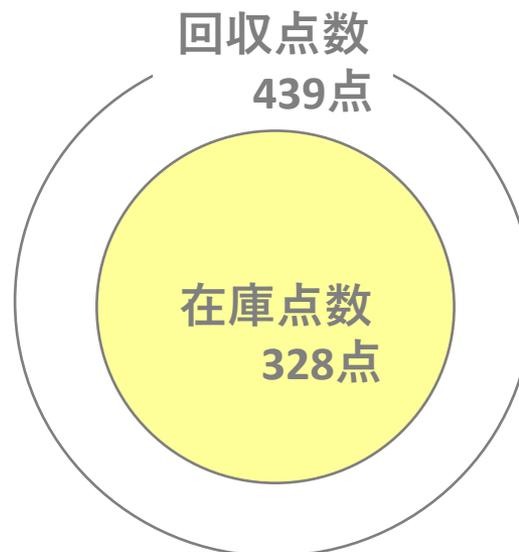
・評価

約75%と高い割合で回収した物を在庫とすることができた。

開始月である5月からの実績で計算しても約60%であり、民間業者と比較しても同等以上の割合で在庫にできている。

また、各月ごとに見ると、事業開始直後はリユース割合にばらつきがあったが、8月以降はリユース割合70%以上で安定している。

リユース割合の高さから、見返りのない寄附の形であっても状態の良いものを提供してもらえていることも分かった。



(4)在庫となった標準服等のうち、譲渡できた標準服等の割合の評価

・評価方法

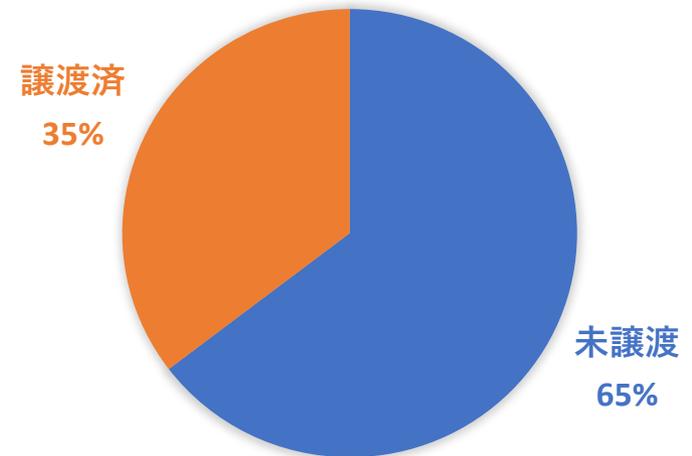
在庫とした標準服等のうち、譲渡された割合で算出

・実績

譲渡数 ÷ 在庫点数

= 116点 ÷ 328点

= 0.353 ⇒ 約35%



・評価

在庫のうち約35%のものが譲渡され、リユースされることとなった。

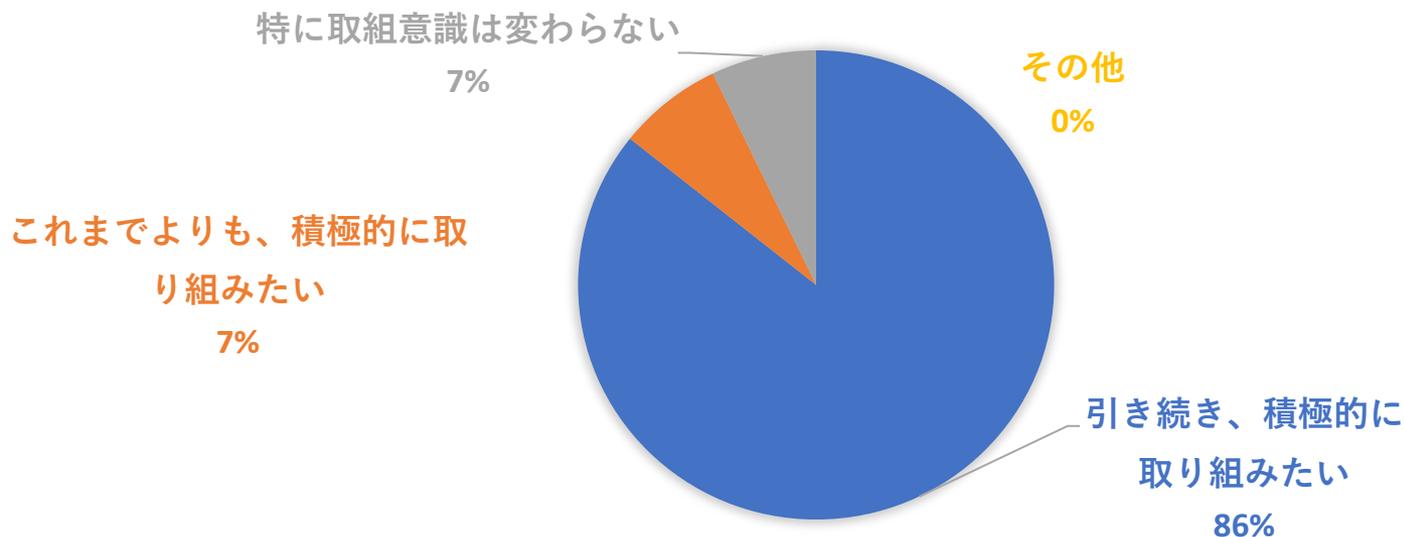
回収は5月から、譲渡会は9月からであること、需要が高まると予想される進級の時期の譲渡会がなかったことから、数値が低く出た可能性はあるものの、この数値ができるだけ100%に近づくよう、譲渡会の周知などに取り組んでいく必要がある。

(5)環境意識の普及・啓発の評価

本事業を実施したことで、利用した（譲渡を受けた）保護者のリユースに取り組むハードルが下がったか（リユースを行う意識が向上したか）の評価

評価方法：アンケート

Q. 「りゅぽ〜と」を利用したことによる衣類（標準服・園服以外も含む）のリユース・リサイクルへの意識の変化についてお聞かせください 【回答14件(11/30時点)】



⇒ もともとリユースに取り組んでいた人が利用している割合が多いものの、リユースへの取り組みの意識が向上した人もいる。

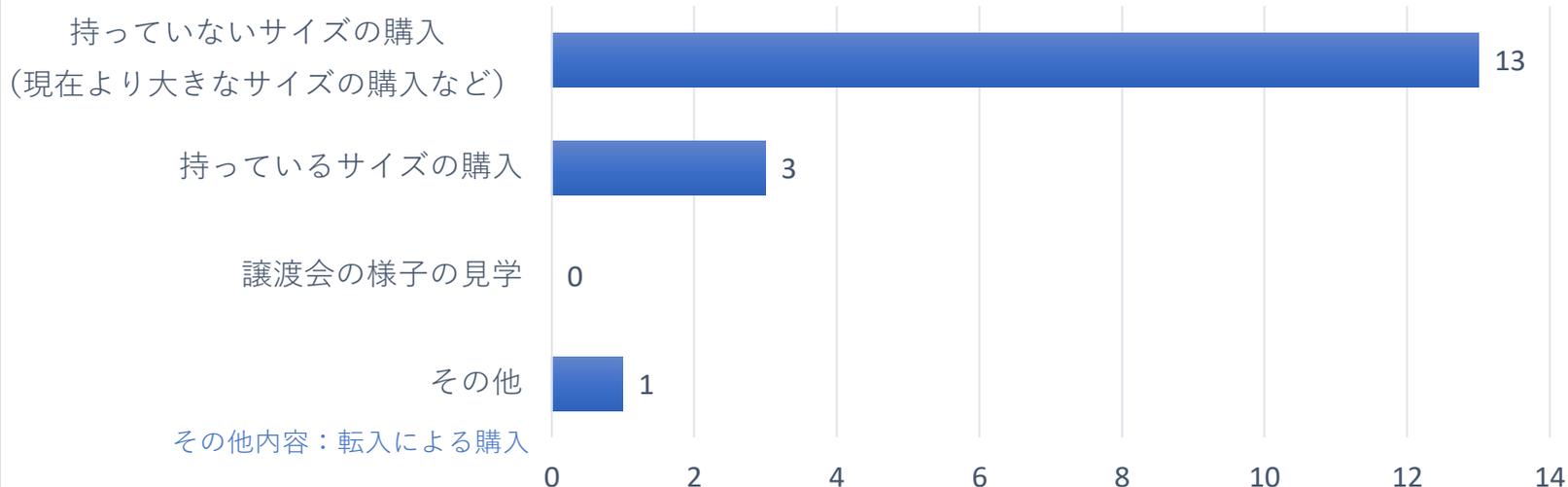
リユースの意識のある人が実際に取り組む機会の提供と、リユースを行う意識の向上に資することができる。

(6)子育て家庭等の負担軽減の評価

本事業が、子育て家庭等の負担軽減につながったかの評価

評価方法：アンケート

Q.来場の目的をお聞かせください（複数選択 可） 【回答14件(11/30時点)】



Q.「りゅぽ〜と」について、感想・ご意見をお聞かせください

- ・卒業まであと半年のところ、新しく買うか、知り合いにあたってみるか迷っていたところ、タイミングよく希望のサイズの在庫があり、大変助かりました。
- ・年々成長することによるサイズアウトの為に、何度も新品を買い替えていたが、状態の良いリサイクル制服を格安で譲ってもらえるのはすごく助かります。
- ・家計の足しになり、大変有難いです。
- ・男の子で、すぐに破いたり汚れたり、サイズ変更も早く、助かります。

⇒ サイズ変更、買い足しどちらの面からも負担軽減につながっている。

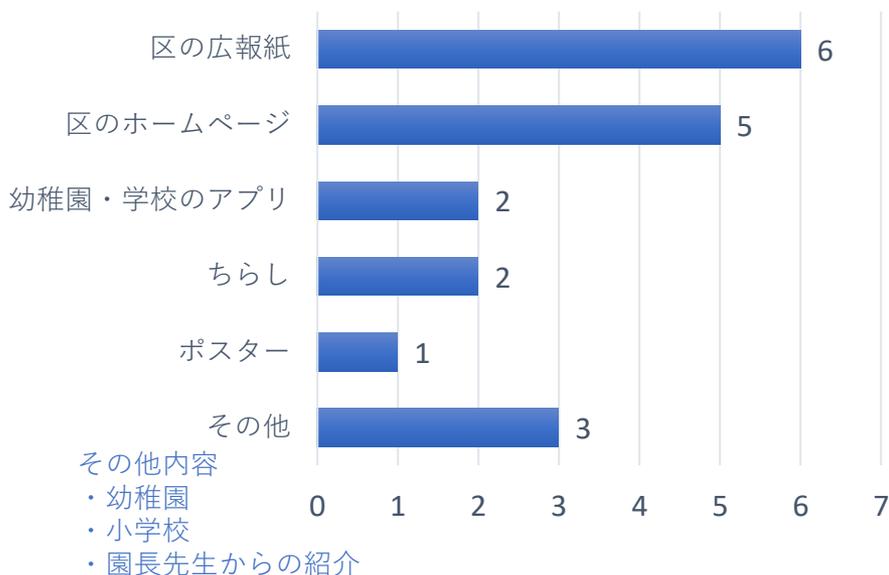
(7) 広報の効果の評価

どの広報媒体が効果的だったかの評価を行う

評価方法：アンケート

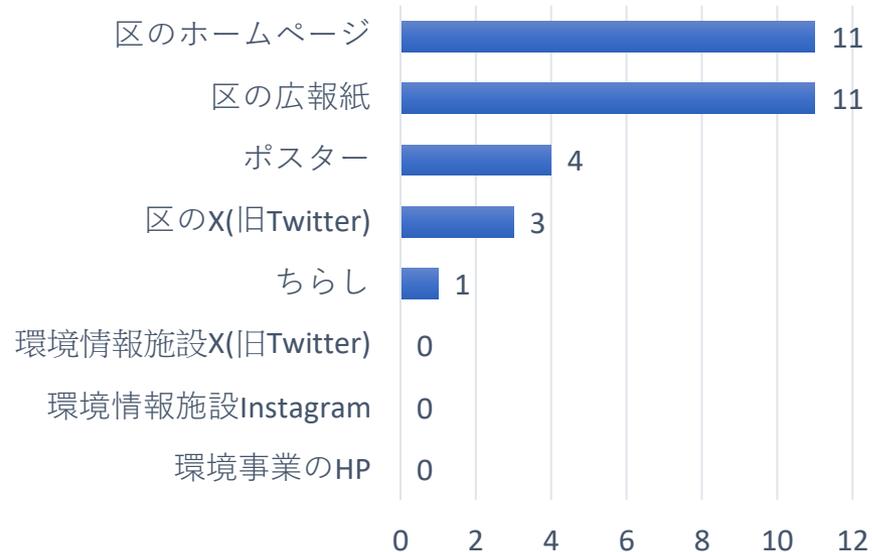
Q.本事業を知ったきっかけは何ですか
(複数選択 可)

【回答14件(11/30時点)】



Q.区の環境政策の広報について、どの媒体が利用しやすいですか (複数選択 可)

【回答14件(11/30時点)】



⇒ 「区の広報紙」「区のホームページ」「幼稚園・学校のアプリ」など、区の事業全体や学校・幼稚園からのお知らせといった、さまざまな情報が集まっている媒体をきっかけにした人が多かったことが分かった。

また、利用しやすい媒体としても「区の広報紙」「区のホームページ」が圧倒的に多かった。

7. 今後の検討課題

(1) リユースに適さない標準服等の利用方法の検討

事業実施により、ある程度まとまった量のリユースできない標準服等が出ることを把握できたため、区施設でのリサイクル工作の材料としての利用を検討している。

しかし、工作にも適さないもの、余ってしまうものも出てくると想定されるため、他のリサイクルの方法の検討も必要となる。

(2) 回収量を増加させる方法の検討

① 広報方法

寄附参加者を増やすために事業の周知が必要である。

区の広報紙・HPでの広報や学校へのポスター・チラシ配布、学校の保護者向け連絡アプリでの配信など引き続き子ども・保護者の目に入りやすい方法・タイミングでの広報を検討する。

また、対象外の服や明らかにリユースできない状態のものが回収ボックスに入らないよう、周知内容を検討する。

② 回収場所の増設の検討

寄附しやすさの向上のため、回収場所の増設を検討をする。

ただし、安全管理上、不特定多数の人が自由に出入りできる場所に回収ボックスを設置することはできないため、候補場所の選定が難しい。

(3) 取扱い品目の検討

令和6年度は衣類を対象として実施したが、衣類以外の取り扱いの要望も受けている。クリーニング可能で、要望の多い帽子等については、拡大を検討する。

8. 事業終了後の展開

モデル実証事業終了後は、利用者のニーズを把握し、区の他事業とも調整をしながら環境意識普及・啓発のため本事業の充実を図っていく。

令和6年度については、3月まで引き続き回収、月1回の譲渡会及び臨時での譲渡を継続して行う。

9. 横展開へのポイント

本事業の実施までの準備、実際の運営、利用者の意見などの蓄積が、他の自治体と同様の事業を行う際の参考になると考えており、自治体からの問い合わせ等があった際には情報提供を行う。

同様の事業を他自治体で実施する場合にも課題となると思われる項目と課題に対する本区の対応は、以下とおり。

(1) 事業開始前の課題と対応

項目	本区での対応
拠点となる場所	回収後、仕分け、補修、保管・陳列等をする作業場所が必要となった。 拠点場所は、譲渡会場に近く、回収に行きやすい場所にあることが条件となる。
取扱品目の決定	対象となる物の基準を決めるに当たり、教育委員会から標準服等の情報を得た上で、次の検討等を行った。 <ul style="list-style-type: none">・指定のもののみとするか、着用が許されている一般流通品も含めるかの検討・他の事業との取り扱い範囲の重複がないかの検討・取扱品目案についての幼稚園・学校への相談
リユースできない制服の取扱い	本事業計画時に同様の事例がなかったため、特にリユース不可のものについて回収量や内容の予想ができず、令和6年度は量を把握の上、廃棄することとした。 (廃棄の際には、持ち去りなどの危険を考慮し、細かく裁断) 実施方法にもよるが、本区の実績が他自治体の参考になればと考えている。
譲渡時の保護者であることの確認方法	通学・通園時に着用以外を目的とする人へ譲渡しないよう、以下の取扱いとした。 <ul style="list-style-type: none">・譲渡対象は、参加園・校に在籍する子どもの保護者（子どもは不可）・譲渡時に、①本人確認書類 ②子どもが本事業参加園・校に在籍していることが確認できるもの の2点を確認 確認事項の②については、教育委員会にも相談し、保護者のみがログインできる幼稚園・学校の連絡用アプリの「在園・在校名」が確認できる画面の提示を求めることとした。 また、転入の場合には、教育委員会発行の就園/就学通知書の提示を求めている。

(2) 運営の中での課題と対応

項 目	本区での対応
標準服等の種類 の情報	標準服等の基本的な資料は教育委員会から資料提供を受けたが、運営の中では同じ種類の標準服等であっても、襟の形や柄の幅が古い型の物が回収されるなど、幼稚園・学校に確認が必要なものもあった。 望ましい取扱いや着用の決まりの変化などは各園・校に確認するしかないことから、幼稚園・学校宛てに、判断がつかない場合には協力してほしい旨依頼を行い、適宜聞き取り・記録を行っている。

また、横展開のための発信としては、可能な限りテレビ、新聞などの取材を受け、本事業の狙いや期待される効果などをPRしている。区としても譲渡会開始のタイミングでプレスリリースを行うなどの情報発信を行った。